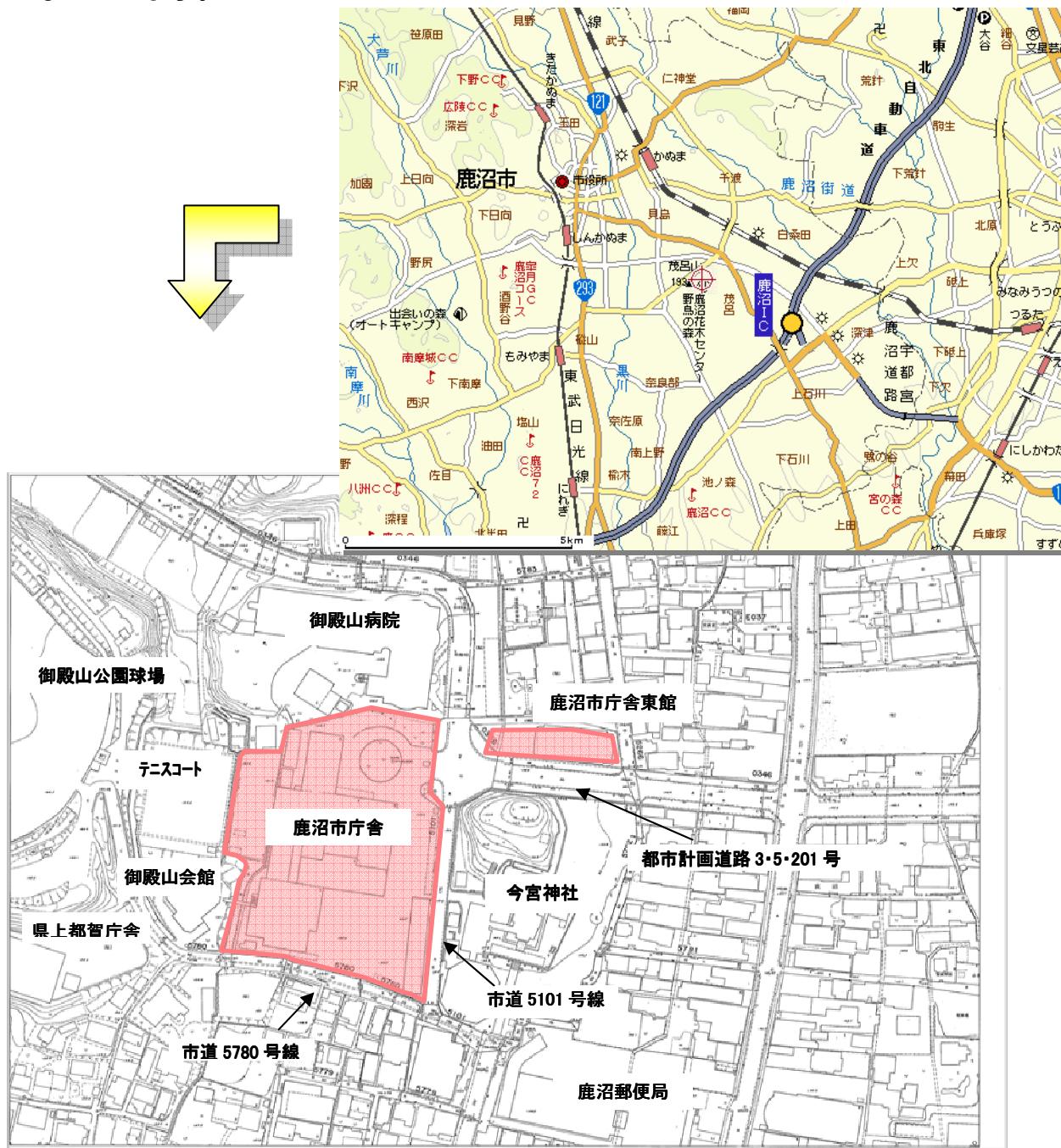


## 第6章 新庁舎の配置計画

### 1. 敷地の概況

現庁舎敷地は、JR日光線鹿沼駅から西に約2km、東武線新鹿沼駅から北に約1km、東北自動車道鹿沼インターチェンジから北西に約7kmの位置にあります。鹿沼市の市街地中心部に位置し、まちづくりの中心施設として長年市民に親しまれてきました現在の庁舎がある場所であります。

敷地周辺道路の状況は、都市計画道路3・5・201号庁舎通りをアプローチのメイン道路とし、南側は幅員約6mの市道に面し、東側は幅員約6mの市道に面する立地となっています。



## 2. 敷地における法規制等の状況

### (1) 用途地域

本敷地は、「第一種住居地域」及び「商業地域」の異なる2つの用途地域になります。



### (2) 防火地域等

建築基準法で定められた防火地域等の指定は、「準防火地域」であります。

### (3) 容積率・建ぺい率

【容積率】第一種住居地域：200%

【建ぺい率】第一種住居地域： 60%

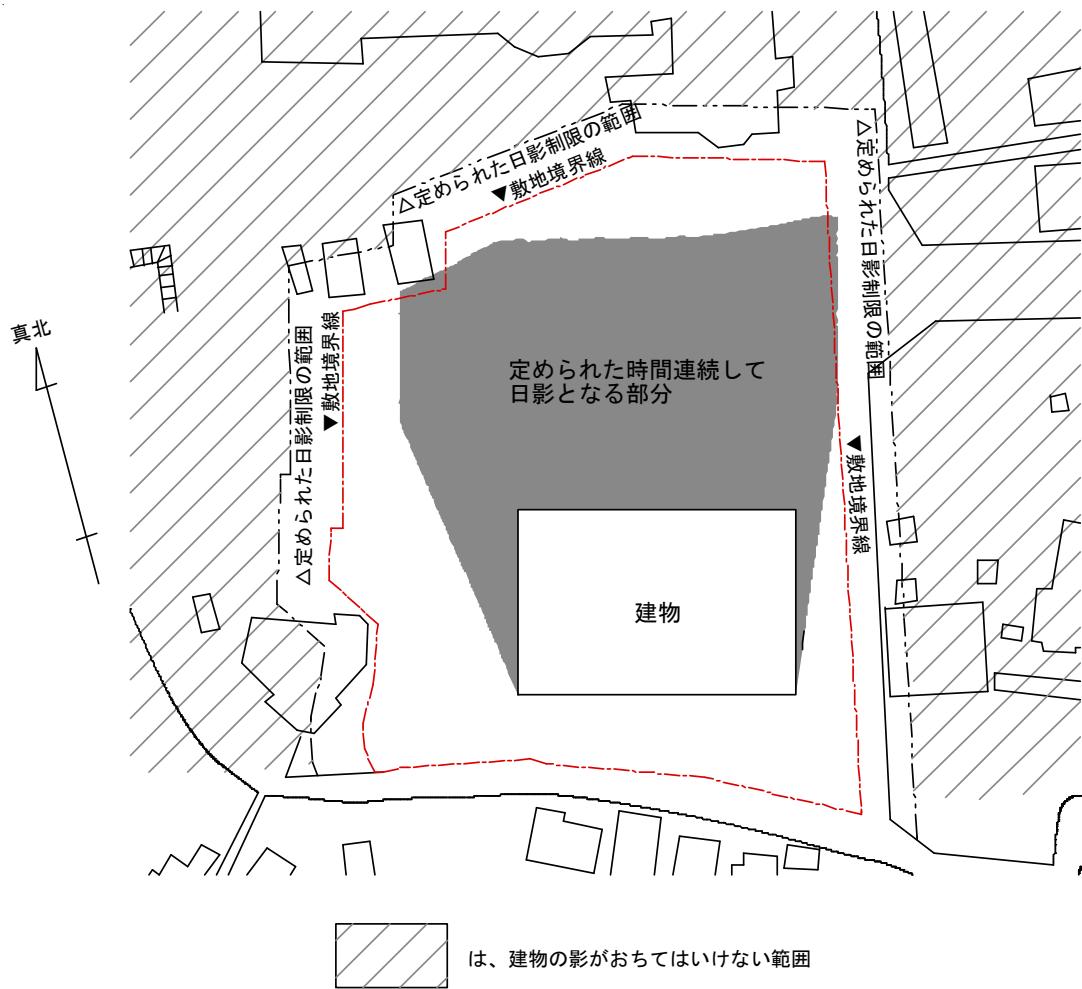
商業地域：400%

商業地域： 80%

## (4) 日影制限

本敷地（用途地域）は、「日影制限」の規制があり、建物が定められた高さ以上である時に規制を受けることになります。

冬至日の朝8時から夕方4時までの定められた間に建物の影が、日影制限の範囲を超えるような高さや配置に建物を建てることができません。



## (5) 斜 線 制 限

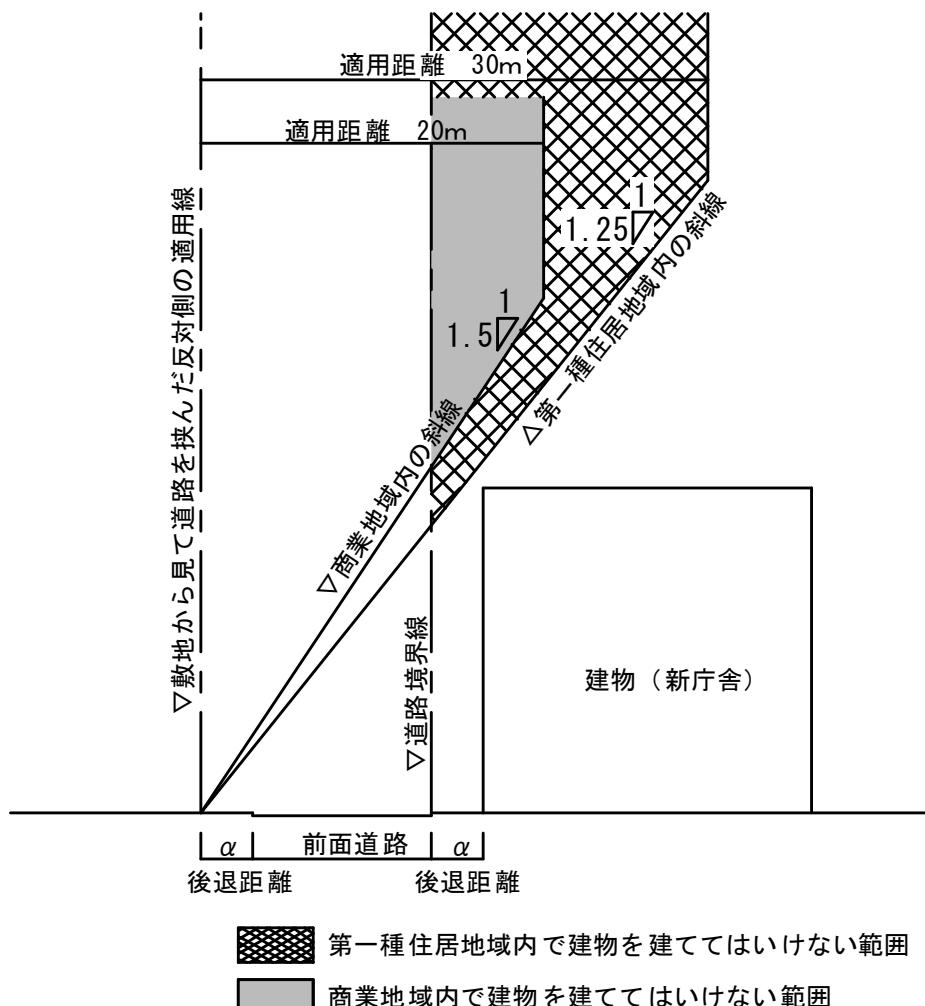
「道路斜線制限」は、敷地が接する前面道路に対して受ける規制であります。

第一種住居地域内の建物の部分は、本敷地から見て前面道路を挟んだ反対側の道路境界線より1.25/1勾配の斜線により規制されます。

また、反対側の道路境界線より30m敷地の内側に後退した距離は規制から除かれることになります。

同様に商業地域範囲内の建物の部分には、1.5/1勾配の斜線と適用距離20mが定められています。

本敷地では、東側道路及び南側道路に対して規制を受けます。



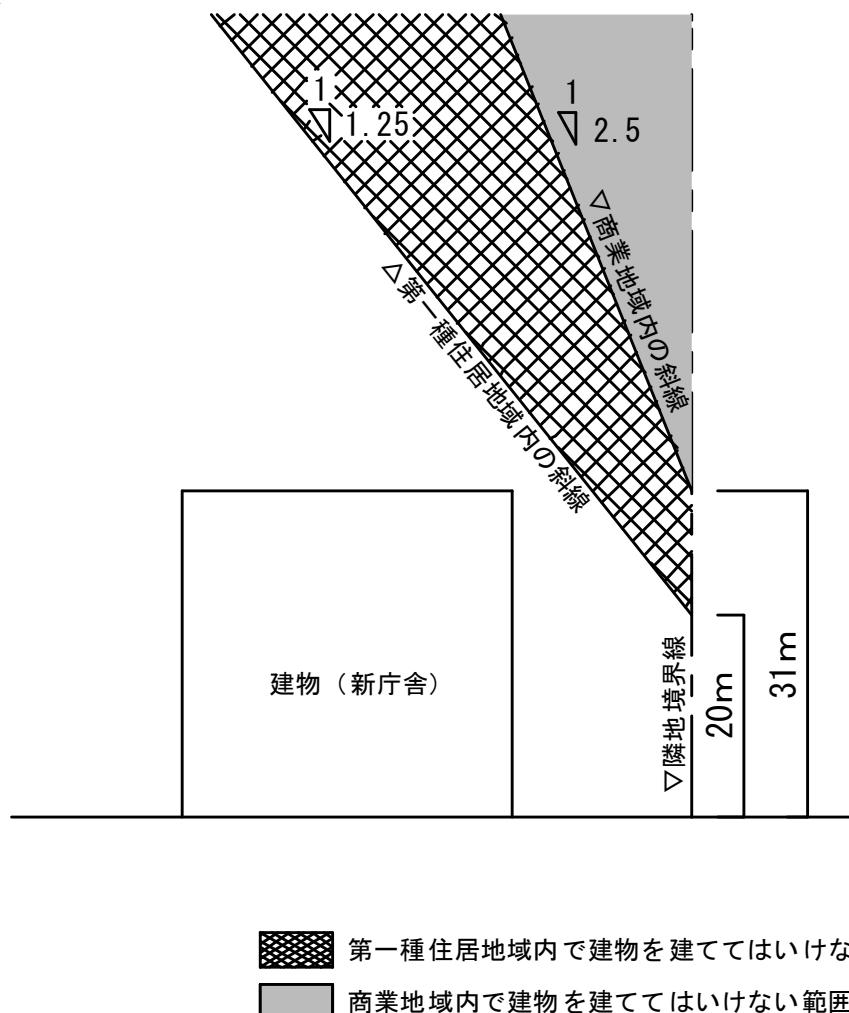
## (6) 隣地境界斜線制限

「隣地境界斜線制限」は、隣地との間に受ける規制であります。

用途地域ごとに決められた斜線の勾配があり、道路斜線制限と異なる点は、地盤面から斜線を描くのではなく、定められた高さから斜線を描くことになります。

第一種住居地域範囲内の建物の部分には、勾配 $1.25/1+20m$ 、商業地域部分は、勾配 $2.5/1+31m$ の規制があります。

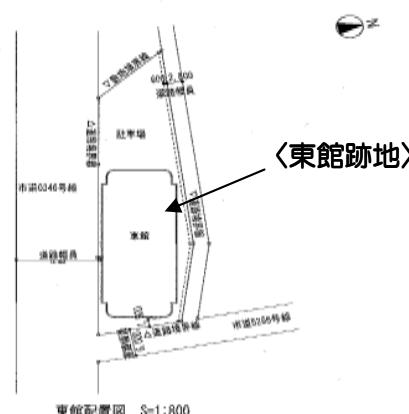
ただし、北側斜線制限については、本敷地は、制限を受ける用途地域内ではないため、制限を受けません。



### 3. 配置計画

#### (1) 土地利用の基本方針 ~~計画条件の整理~~

- ◇敷地周囲の道路状況や隣接地との関係を考慮するとメインアプローチは、敷地東側の都市計画道路3・5・201号庁舎通りに接した現在の出入口の位置とします。
- ◇現在の本館附属棟（市民ホール）及び新館を解体し、敷地南側のゾーンに新庁舎棟を配置する計画を基本とし、新庁舎が完成するまでの間、仮設庁舎として現在の「本館棟」、「増築棟」、及び「議会棟」を仮設庁舎として利用する計画とします。
- ◇新庁舎棟完成後に現在の「本館棟」、「増築棟」及び「議会棟」を解体し、敷地北側のゾーンをリーバスや来庁者的一般車両に対する「メインアプローチ」及び「駐車場」のゾーンとします。
- ◇敷地内に「120台」程度の来庁者用駐車場を確保します。
- ◇本敷地西側の現在の第2駐車場は、「車庫用地」等での活用を検討します。
- ◇東館跡地は、「30台」程度の来庁者用駐車場として活用します。

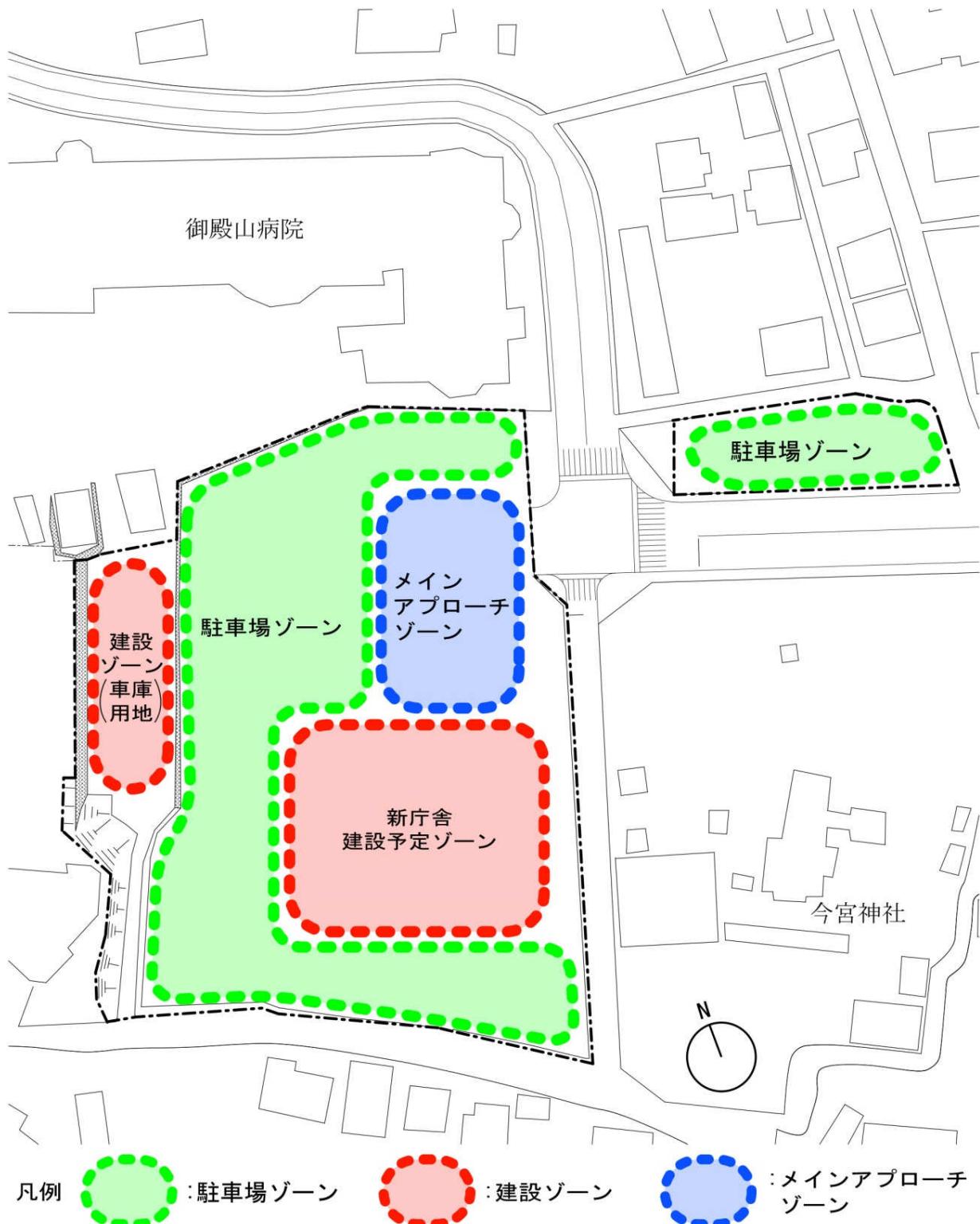


## (2) 土地利用条件

- ☞ 敷地形状は、東西方向に約 70m、南北方向に約 110m のほぼ長方形で、本庁舎の敷地面積は、約 9,386 m<sup>2</sup>であり、敷地はほぼ平坦であります。
- ☞ 国道 293 号から約 150m 西に位置し、敷地北側に御殿山病院、東側に幅員約 6m の市道 5101 号線を挟んで今宮神社、南側に幅員約 6m の市道 5780 号線を挟んで住宅地、西側には御殿山会館、及び都市公園である御殿山公園内のテニスコートと隣接しています。
- ☞ 現在の庁舎が建っている敷地に同じ用途（庁舎）の建築物を計画するため、基本的に都市計画法による開発行為や都市計画の変更手続き等は必要ありません。
- ☞ 都市計画法上の用途地域は第 1 種住居地域と商業地域であり、建築基準法により、建ぺい率、容積率、道路斜線、隣地斜線などの制限を受けます。
- ☞ 鹿沼市防災マップにおける黒川の浸水想定区域外であります。
- ☞ 昭和 54 年に行った敷地内における地質調査結果によると敷地の標高は 148m 付近、地下水位は GL -1m 付近と非常に高く、GL -0~2m 程度に鹿沼土を有し、GL -2~10m 付近に砂質粘土層、砂礫層などを有し、GL -10m 付近に N 値 = 50 の岩盤を有しています。

## (3) 施設配置計画～ゾーニング～

新庁舎の配置計画については、市民の利便性を勘案し、建物の低層化をはじめ、窓口のワンストップサービスが実現できる1階フロアの床面積の確保、並びに、来客用の駐車台数を最大限確保できる配置を基本とします。



## (4) 駐車場計画

新庁舎の駐車場については、「基本構想」に基づき、来庁者用として約150台の確保を目指すこととします。

なお、公用車用駐車場は、周辺市有地を活用します。

【現庁舎敷地内】 約120台  
【東館跡地】 約30台

特に、駐車場の配置については、リーバス等の敷地内への導線や使いやすい区画割の配置を基本に、周辺道路の良好な交通環境を確保するため、円滑に入出でできる駐車場形態を検討します。



## (5) 動線計画

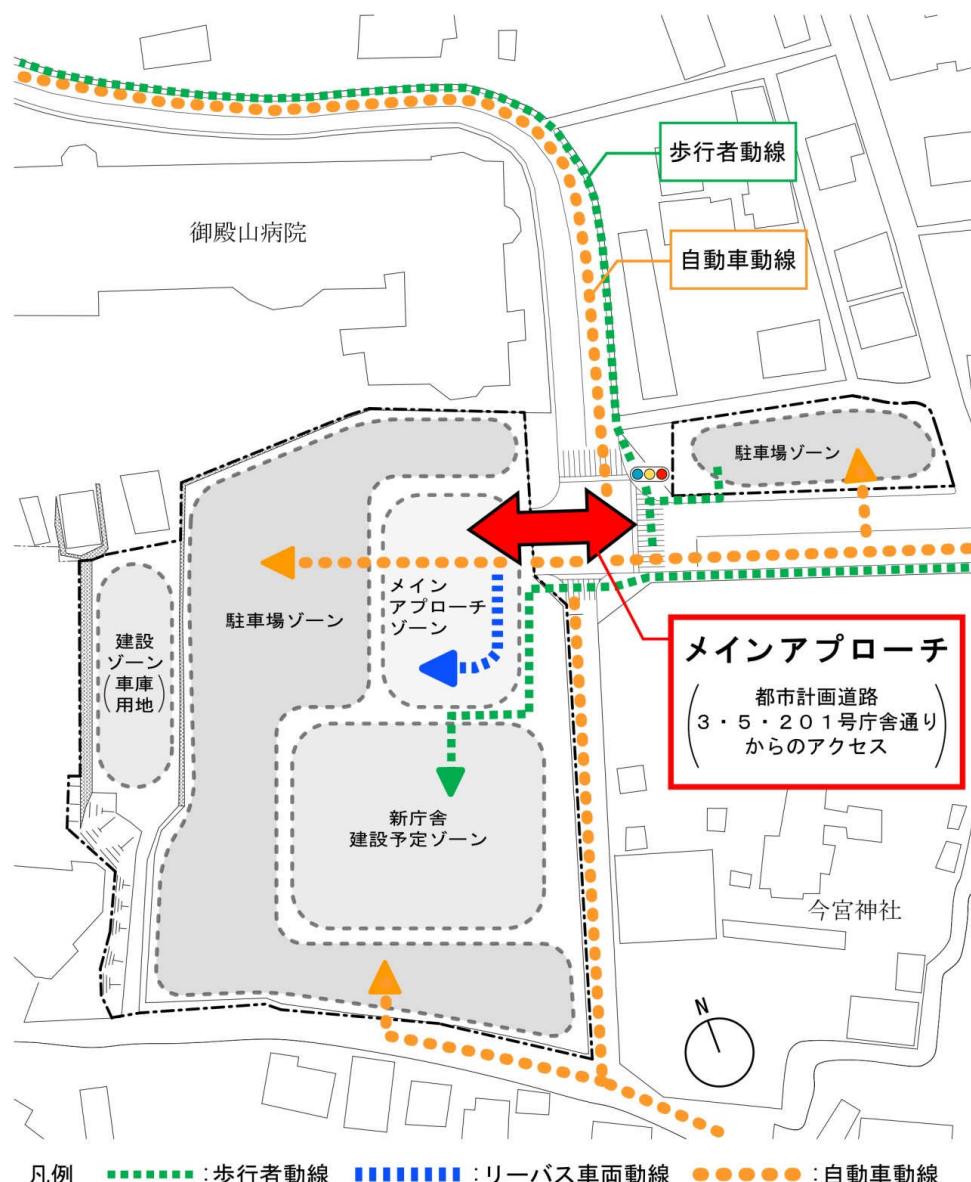
歩行者の安全性や利便性を確保するとともに、庁舎駐車場による周辺道路へ影響をできる限り抑えた「動線計画」とします。

### 歩行者動線

- ☞ 庁舎通り（都市計画道路3・5・201号）からのアクセスをメインの動線とするとともに、庁舎南側の市道5780号線からの動線も確保します。
- ☞ 敷地内の通路は、歩車道の分離を行い、安全な歩行空間を確保します。
- ☞ 駐車場から建物玄関への分かりやすい誘導を検討します。

### 車両動線

- ☞ 交通量の分散化を図るため、庁舎通りに加えて、庁舎南側の市道5780号線からの進入動線の確保を検討します。
- ☞ 敷地内に「リーバス（コミュニティバス）」の停留所の設置と導線ルートを確保します。
- ☞ 一般交通に影響のない場所に「タクシー乗降場」の設置を検討します。



## 第7章 新庁舎の施設計画

建設コストの縮減及び維持管理の容易性やランニングコストの低減に配慮した「施設計画」とします。特に、建設に伴うイニシャルコストとランニングコストのバランスを考慮し、今後の設計段階において、費用対効果を十分に見極めながら、総合的なコスト削減を図ります。

なお、建設コストは、鋼材費や人件費などの建設物価の高騰により、高い水準にあることから、工事原価の動向を注視し、綿密なコスト管理が必要であります。

### 1. 構造計画

防災拠点となる新庁舎は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害等有事の際には、市民生活を支えられるよう、より耐震性のある防災の拠点機能が強く求められています。

そのため、建築物の耐震改修の促進に関する法律や国の官庁施設の総合耐震計画基準に基づきながら、大地震動に対して新庁舎が持つべき耐震安全性の確保を図ります。

また、「鹿沼市建築物耐震改修実施計画」により、市有建築物の耐震化を計画的に進めしていくことや、本市地域防災計画においても、公共建築物の耐震化と不測の事態に備えたライフライン系統の対策を掲げているなど、各計画との整合性を図りながら進める必要があります。

#### (1) 新庁舎構造の基本的な考え方

構造計画においては、新庁舎は“安全で使いやすい庁舎”を目指すことから、安全性をはじめ、利便性や機能性、耐久性、施工性、経済性などを考慮し、また、建物の特性や地盤条件、法規などの制約条件を満たした「構造計画」とするため、次の基本方針に基づき設計を行うものとします。

##### 基本方針1

☞・・・〔新庁舎の耐震安全性〕

新庁舎は、大地震発生時等の非常時において防災拠点として機能を備える必要があることから、「官庁施設の総合耐震計画基準」の耐震安全性の分類において、構造体を「I類」、建築非構造部材を「A類」、建築設備を「甲類」とします。

##### 基本方針2

☞・・・〔新庁舎の耐用年数〕

新庁舎の計画耐用年数は、65年以上とします。（官庁施設の基本的性能基準より）

##### 基本方針3

☞・・・〔地盤状況と建物基礎〕

新庁舎の基礎は、十分な層厚を持った良質な地盤に支持させる必要があります。地質調査（昭和54年時）では、地下水位がGL-1m付近と非常に高く、GL-10m付近にN値50の岩盤を有しており、これを支持層とした基礎形式が必要であります。なお、液状化の危険性は低いと判断します。

## (2) 構造躯体の基本的な考え方

構造体には様々な形式があり、地質調査の結果や建物の計画によって、総合的な検討を行い決定します。ここでは、それぞれの構造形式の種類及びその特徴を整理します。

### 【鉄筋コンクリート造（RC造）】

☞小規模な住宅から大規模な建物まで、様々な建築物に採用される構造形式であります。圧縮力に強いコンクリートと引張力に強い鉄筋を組み合わせることで、丈夫で堅い構造躯体を構築します。

### 【鉄骨造（S造）】

☞鉄筋コンクリート造に比べ、細い柱で柱の間隔（スパン）を大きく開けることが可能であり、高層の建築や大空間が必要な体育施設などに多く用いられる構造形式であります。鉄筋コンクリート造と比較して構造体が軽く、じん性（ねばり）によって地震のエネルギーを吸収します。

### 【鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）】

☞主に、高層建築に用いられることが多い構造形式であります。鉄骨で建物を構築し、その周りに鉄筋を配したコンクリートで補強します。鉄筋コンクリート造に比べ耐力は大きく、躯体断面を小さくすることが可能であります。

### <躯体構造比較表>

項目		鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨造 (S造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)
特 徴	階層	中階層	高階層	中高階層
	形状の自由度	優れている	良	良
	耐震性	良	優れている	優れている
	建築コスト	ある一定のコスト	RC造より安い	RC造より高い
	現場工期	SRC造より長い	SRC造より短い	ある一定の工期

### (3) 構造躯体における木造の検討

前記した構造躯体の他、「木造」による構造形式があります。木構造の構造形式は、数種類に分類できますが、新庁舎の建設予定地は、準防火地域であり「木造」に対する制約があるため、耐火構造や規模を十分に踏まえた検討が必要であります。

なお、構造躯体が木造以外の場合、議場は、地場産材の活用や木のPRを図るために、総事業費の枠内とすることや来客用駐車場台数の確保を前提条件として、費用対効果を十分に見極めながら、今後の設計において、別棟による木造化を検討します。

#### 【木造】

一般的な木造住宅は、木造軸組工法（又は在来工法）で柱と梁で支える構造形式であります。また、中層の集合住宅などは、木材の枠組みに構造用合板を打ち付けた壁と床で支える枠組壁工法（又はツーバイフォー工法）が主な構造形式であります。事務所や公共施設などは、太い柱と梁を用い、モーメント抵抗接合によりそれらを剛に接合した構造形式として、木質ラーメン工法が多く用いられています。

### (4) その他の構造躯体の検討

“木のまち鹿沼”として、減少傾向にある木材需要を拡大していくことが課題であり、豊富な森林資源を活かした建築物の施工が求められています。

このような状況の中、国の産業成長戦略の一つとして、「CLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー）工法」が推進されています。

この「CLT工法」は、RC工法と比べ施工がシンプルで建築期間が短く、重量が軽量で強度が高いなどのメリットがあり、大規模な建築物をはじめ、さまざまな建築物における利用が拡大しています。

本市の新庁舎においても「CLT工法」に関する関連法令等の整備状況を勘案し、建築コストなど費用対効果を見極めながら、今後の基本設計において、「CLT工法」の導入を検討します。

#### CLTの概要

CLTとは、Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略で、欧州で開発された工法であります。CLTは板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのことを呼びます。一般的によく知られている集成材は、張り合わせる板の繊維方向が並行方向に張り合わせるのに対して、CLTは、繊維方向が直交するように交互に張り合せます。CLTの特性は、直交積層のため高い寸法安定性が得られます。90～210mm程度の厚みが一般的で、断熱性に優れ、大判のパネルとして利用することで、高い耐震性を確保することができます。（欧州では、幅：3m×長さ：16m程度のサイズで製造されています。）



## (5) 構造計画方針

### 耐震化に伴う構造の設計方針

大地震の際の構造体損傷を最小にとどめ、執務空間をはじめとする内部空間や設備機器の稼働を確保し、市庁舎としての機能を維持しつつ、被害を最小限にするための構造体の性能が必要であるため、現時点で技術的に評価の高い「免震構造」の方式を導入することを基本とします。

### 基礎形式の設計方針

基礎形式については、今後の「基本設計」において、建物の形状や重量、基礎深さ、物理検層の結果等を踏まえ、詳細検討に基づき決定します。

### 躯体構造の設計方針

躯体構造については、今後の「基本設計」において、地質調査の結果や階層や建物形状、耐震性、建築コスト等の計画を踏まえ、詳細検討に基づきながら、総合的に決定します。

## 2. 建物内空間環境整備計画

### (1) 建物内空間環境整備計画の基本的な考え方

来庁者や職員において、快適で機能的・効率的な共用スペースや執務空間の環境を構築し、働きやすく、市民サービスの向上が図れ、将来の変化にも柔軟に対応できる過ごしやすい空間を設定します。

#### ~~基本方針~~

- ◇執務の効率化をはじめ、部局間の連携やコミュニケーションの促進を図り、機能的な執務環境を構築するため、必要なスペースを確保しながら、働きやすい動線を考慮した執務空間のレイアウト及び機器の配置とします。
- ◇組織改編や機構改革、職員の増減にも柔軟に対応できるオープンフロアとし、新庁舎における各スペースを有効活用します。
- ◇各執務室の什器類は、部局内部の連携を考慮しながら、作業効率、機能性の向上を図り、快適な執務空間を創造することを目的とした整備とします。
- ◇保管庫類は、オープンフロアとしての機能（開放性等）を損なわないよう配慮します。
- ◇来庁者が利用する施設（ロビーを含む）の什器類は、気軽に利用でき、開放的な空間を創出できるような整備とします。
- ◇現庁舎等の使用可能な什器類は、特定の場所を除き新庁舎内において可能な限り再利用を行うことを基本とします。

### (2) フロア形状の基本な考え方

新庁舎では、各フロアの一体的利用による業務効率を図るため、本基本計画では、建物中央部に廊下を配置する「中廊下形式」を基本とします。

「中廊下形式」は、廊下など共用部面積を最も縮減できるとともに、回遊性の廊下をもたせることで、行き止まりのない空間を実現できます。

なお、具体的な形状については、今後の基本設計、実施設計において、より効率的な配置の実現を目指すものとして、「中廊下形式」に限定しないものとします。

### (3) 木質化の基本的な考え方

市庁舎整備における「木質化」については、地場産材の利用拡大を図りながら、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的に、市内外にアピールできるよう“木のまち鹿沼”として相応しい庁舎の実現を目指すこととします。

特に、内装等の木質化をはじめ、机や椅子などの庁用物品の「木製化」など、可能な限り木材を使用できるよう今後の基本設計、実施設計において、具体的な検討を行うものとします。

#### ～～基本方針～～

- ◇建築物の高さや構造等にかかわらず、内装等の木質化を促進します。
- ◇防災や構造強度の面から木造が困難な場合でも、木造と非木造の混構造を検討する等、可能な限り木材の使用に配慮するものとします。
- ◇維持管理含め、建設コストを十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断して、木材の利用に努めます。
- ◇新庁舎で使用する机、椅子、書棚等の備品、消耗品などの庁用物品等についても、木材を原料として使用したものの利用に努めます。
- ◇「地域産材活用空間構築システム（WOOD INFILL）」の導入を検討します。

#### 地域産材活用空間構築システム（WOOD INFILL）の特徴

- ☞ 地域産材を活用して、機能、設備、デザインを柔軟に構築することができます。
- ☞ 「BOX in BOX」で、フレキシブルに空間を構成することができます。
  - ・・・ 建築躯体を傷つけることなく、部屋の中にもう一つの部屋を作り出す手法であり、必要に応じた大きさや形の部屋を、柱の本数や長さを変えることで、柔軟に構築することができます。
- ☞ 用途にあった空間を構成するオプションも多様に対応できます。
  - ・・・ プロジェクタの天井取付やスクリーンの設置、「組子パネル」による仕切り壁なども一体的に整備できます。
- ☞ 地域産材で親しみのある木質化空間を構築することができます。
  - ・・・ 木質化された空間は、集まる人の五感に刺激を与え、断熱性や適度な湿度の維持など、過ごしやすい空間を作ることができます。

### 3. 電気・機械設備計画

#### (1) 新庁舎の設備計画の基本的な考え方

将来的な行政需要の変動や多様化する市民ニーズに対して柔軟に対応できるとともに、庁舎としての安全性や信頼性、快適性に考慮しながら、ライフサイクルコストの削減や省エネルギー性能を備えた合理的で経済的な設備計画とします。

また、現庁舎の一部を使用しながら工事を行うため、工事中も既設設備を使用できるよう計画します。

#### 基本方針1

・・・ <設備機器による効果的で容易な維持、保全>

- ☞ 設備機器の選定は、メンテナンスや維持、保全性に配慮し、機器更新頻度の低減などより効率的で容易な維持管理が可能となるよう配慮します。
- ☞ LED照明、無電極照明などの長寿命、高効率の照明機器の採用を検討します。また、人感センサー、照度センサーを検討し、維持管理コスト低減を図ります。

#### 基本方針2

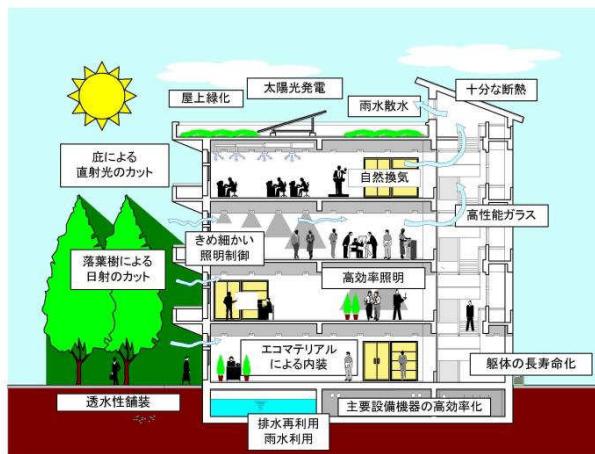
・・・ <省エネルギー化による光熱費の低減>

- ☞ 自然通風や天窓、吹き抜けを利用した自然換気（エコシャフト）など、自然エネルギーの有効利用を行い、光熱費の低減を図ります。
- ☞ 省エネ建材による外壁、窓等の熱損失の防止など、年間熱負荷係数を小さく抑え、省エネルギー性能評価などでコストバランスの取れた施設計画を検討します。
- ☞ 敷地内緑化に努めながら、施設全体として樹木等による良好な温度環境の形成を図り、ヒートアイランド現象を緩和します。

#### 基本方針3

・・・ <再生可能エネルギーの採用>

- ☞ 庁舎内の電力消費の削減を図るため、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ☞ 雨水貯留槽に溜めた雨水を処理し、トイレ中水として利用することを検討します。



<グリーン庁舎イメージ 国土交通省 HP より>

#### 基本方針4　・・・<低環境負荷機能の検討>

☞電気、空調等の各設備の機器、センサー等を中央監視装置に接続し、監視、操作、制御及び管理機能を集中化、自動化させ、設備機器の効率的な管制・運用管理を行い、機器の運転情報を保存、分析、診断できるよう建物の環境、エネルギーを最適に管理するシステム（BEMS 「Building and Energy Management System：ビル管理システム」）の導入を検討します。

#### （2）電気設備計画における基本的な考え方

節電に配慮した照明設備の導入を基本に、再生可能エネルギーの採用など、電力消費の削減に努め、費用対効果を見極めながら、設計において次の項目を検討します。

##### ① 高効率照明

☞電力消費の低減を図るため、「H.F蛍光灯（高周波点灯方式／インバータ式）」を主体照明とし、省電力で高効率な照明計画とします。

##### ② LED照明

☞電球の取替メンテナンスが不要で、点灯初期よりフル照度が確保できるLED光源をエントランスやトイレなど用途に適した場所に広く採用します。

##### ③ センサー制御（昼光・人感）

☞昼間外光が充分に得られるゾーンには「昼光センサー」による照度補正制御を行い、また、利用していない時の消し忘れを防ぐ「人感センサー」による照度制御を図ります。

##### ④ 初期初度補正

☞昼光や人感センサーによる制御を行わない場所は、ランプ交換初期に出すぎる照度を抑える初期照度補正型の照明器具を採用します。

##### ⑤ 自然エネルギー発電の検討

☞屋上等に「太陽光発電設備」の導入を検討します。

##### ⑥ 超高効率変圧器

☞トップランナー変圧器以上にトランス損失の少ない、超高効率（スーパートップランナー）変圧器を採用します。

##### ⑦ 循環型製品、再生材料の採用

☞ケーブル類等、循環型及び再生材料を積極的に採用します。

### (3) 機械設備計画における基本的な考え方

個別に限定されたエリアでの管理も行える制御機能の高い空調システムの採用を基本に、自然換気システムの導入や日照負荷の低減など空調負荷の削減に努め、費用対効果を見極めながら、設計において次の項目を検討します。

- ① 高効率熱源
  - ⇒成績係数(COP)の優れた高効率空調熱源機器の採用により、エネルギー消費量の低減を図ります。
- ② 空調搬送動力の低減
  - ⇒変流量及び変風量システムの採用により、空調搬送用の電力消費量の低減を図ります。
- ③ 大温度差送水
  - ⇒送水と還水の温度差を大きくすることにより送水量を少なくし、空調搬送用の電力消費量の低減を図ります。
- ④ 氷蓄熱
  - ⇒冷房時に電力消費の少ない夜間電力を用いて冷熱を蓄えることにより、電力負荷の平準化とピークカットを図ります。
- ⑤ ヒートポンプ
  - ⇒空気の熱を利用する成績係数(COP)の優れた空調機器の採用により、電力消費量の低減を図ります。
- ⑥ 全熱交換機
  - ⇒換気時に室外と室内の熱と湿気を交換することにより外気負荷を低減します。
- ⑦ 地中熱利用(クールウォームピット)
  - ⇒換気時に外気を導入する際に土に接したピット部分を経由することにより、外気負荷を低減します。
- ⑧ 節水型便器、自動水栓、擬音装置
  - ⇒節水効果の高い器具を採用し、水資源の有効利用を図ります。
- ⑨ 雨水利用
  - ⇒雨水を貯留、ろ過処理を行った後にトイレ洗浄水などに使用することにより、水資源の有効利用を図ります。
- ⑩ 循環型製品、再生材料の採用
  - ⇒循環型製品の採用により、資源循環に配慮します。
- ⑪ ナイトページ
  - ⇒空調時間外の夜間に、コンクリート躯体などに蓄熱された熱を温度の低い外気を取り入れ除去し、運転開始時の冷房負荷を低減します。
- ⑫ 自然のポテンシャルを活用した「放射冷暖房システム」の採用
  - ⇒天井は地下水を利用した水放射、床は外気と地中熱利用による空気放射を検討します。

## (4) その他、建築面における負荷低減の考え方

建築において、ライフサイクルコストの削減や省エネルギー性能を備えた合理的で経済的な建物を基本に、費用対効果を見極めながら、設計において次の項目を検討します。

- ① 外壁・屋根の高断熱化  
☞外壁や屋根の高断熱化を図り、断熱性能の向上及び熱負荷の低減を図ります。
- ② 高性能ガラスなどのによる高断熱化  
☞複層ガラスや断熱サッシ等の採用により、窓廻りの断熱性能の向上及び熱負荷の低減を図ります。
- ③ バルコニー・庇などによる日射遮蔽  
☞特に、南面や西面の日射による熱負荷が多い部分では、バルコニーや庇などにより直達日射を遮蔽し、熱負荷の低減を図ります。
- ④ 自然通風  
☞自然通風が可能な窓を設けて、空調負荷の低減を図ります。また、階段等のシャフト部分では煙突作用を利用するエコシャフト化により、内部の自然通風を促進します。
- ⑤ 自然採光  
☞直達日射を遮蔽しながらも積極的な自然採光により、照明負荷の低減を図ります。
- ⑥ 地上緑化  
☞外構部分の積極的な緑化により、緑の景観形成やヒートアイランド現象の抑制を図ります。
- ⑦ 軀体の長寿命化  
☞十分な鉄筋のかぶり厚を確保してコンクリートの中性化を抑制するなど、軀体の長寿命化を図ります。
- ⑧ 透水性舗装・保水性舗装  
☞透水性又は保水性のある舗装材の採用により、ヒートアイランド現象の抑制を図ります。
- ⑨ エコマテリアル  
☞VOC（揮発性有機化合物）を含まない内装材などの採用により、人体への影響に配慮します。
- ⑩ 循環型製品・再生材料  
☞循環型製品の採用、高炉セメント、再生碎石など再生材料の採用により、資源循環に配慮します。
- ⑪ エコボイド  
☞太陽の光をふんだんに建物空間へ採光し、より快適な光環境を創出するシステムを検討します。
- ⑫ ルーバー計画  
☞地場製品である「組子」をイメージしたルーバーを作成し、執務空間の日射遮蔽や木漏れ日が差し込むような計画を検討します。

## 4. 意匠計画～建物デザイン～

### (1) 新庁舎の意匠計画の基本的な考え方

新庁舎のメインアプローチからの印象、ボリューム感、外壁面の材料などの外観イメージや“木のまち鹿沼”としてのシンボル性、周辺の景観環境を考慮し、新庁舎の外観の意匠計画については、次のとおりとします。

- ☞ 外観の意匠は、シンプルを基本としながら、落ち着きや温かみを感じるように、基本設計、実施設計の各段階において、素材の活用やデザインの工夫を行うものとします。  
特に、彫刻屋台や組子など、伝統の魅力を演出し、後世にその魅力を伝えられるよう配慮します。
- ☞ 周辺環境に調和するように、デザインや素材の選定を行なうとともに、風格のある象徴的な景観を創出できるものとします。
- ☞ 意匠計画にあたっては、鹿沼市景観条例（平成26年9月30日制定）及び鹿沼市景観計画に基づく「景観形成基準」に配慮します。

#### 景観重要公共施設の整備に関する方針（景観計画抜粋）

公共施設の整備は、地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては、次の基本方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観の形成を図ります。

- 1 公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、圧迫感を与えないようにします。
- 2 公共施設の色彩は、目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基本とします。
- 3 公共施設の敷地内には、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。



【現庁舎本館】



【市民情報センター】



【川上澄生美術館】



【現庁舎新館】



【仲町屋台展示収蔵庫】



【文化活動交流館】

## 第8章 事業計画

### 1. 事業費と財源

#### (1) 事業費

新庁舎の詳細な事業費については、今後策定する「基本設計」や「実施設計」の中で積算することになります。

本基本計画段階では、「新庁舎整備基本構想」の考え方を踏襲し、新庁舎規模の12,000m<sup>2</sup>を基に、新庁舎建設の事業費を「60 億円」を上限として想定します。

なお、本基本計画段階での事業費は、建物仕様をはじめ、設備計画や外構計画など、不確定要素が多い中で概算として算出しています。

今後の設計において、建物仕様の精査をはじめ、汎用材や規格材の多用による材料費の縮減、環境配慮項目の精査、工事の効率化による工期短縮などにより、さらなるコストの削減に努めるものとします。

また、東日本大震災の復興事業や東京オリンピック・パラリンピックによる建築資材や労務費の高騰などの影響が懸念されることから、今後の動向を注視し、適正な事業費の算出に努める必要があります。

#### 新庁舎整備概算事業費：60億円（上限）

項目	金額（千円）	備考
本体工事費	5,040,000	免震構造・床面積：約 12,000 m <sup>2</sup>
解体その他工事費	500,000	現庁舎解体・外構（約 5,000 m <sup>2</sup> ）・仮設庁舎
その他の経費	460,000	調査・設計・工事監理・備品・引越費用 等

#### (2) 財源

新庁舎の整備には、多額の事業費を要し、その財源を確保する必要があります。

本市では、平成13年度に「庁舎建設基金」を設置し、新庁舎建設のための基金積み立てを行ってきました。

新庁舎建設に要する財源については、本市の厳しい財政事情を勘案し、一般財源の持ち出しを可能な限り抑制するため、上記基金による「積立金」と「合併特例債（又は地方債）」の活用により、新庁舎整備の主な財源とすることを基本とします。

今後も、厳しい財政状況を考慮し、新庁舎整備が市財政に与える影響を最小限に抑えながら、計画的に事業を進めるものとします。

#### 財源内訳：平成27年3月現在

項目	金額（千円）	備考
庁舎建設基金	1,230,000	平成26年度末までの積立額（増額予定）
合併特例債	3,910,000	平成28年度以降使用可能額（変動有）
一般財源	860,000	その他使用可能基金として「かぬま・あわの振興基金」がある。

## 2. 整備スケジュール

現在の社会経済状況は、東北の震災復興事業や東京オリンピック・パラリンピックなどによる建設需要の高まりにより、労務費や建設資機材等の建設工事費が高騰しており、今後も当面の間は、高止まりの傾向であります。

そのため、全国的に庁舎建設をはじめ、公共施設の大型建築工事の入札の「不調・不落」が多く発生している状況であります。

このような状況下での「基本設計」や「実施設計」の作成、また、「建設工事」の着工は、財政上の大きなリスクが伴うことから、後世に大きな負担を残さないよう財政上のリスクを最大限考慮し、「新庁舎整備基本構想」に位置づけた“整備スケジュール”を見直しすることとします。

今後の建設工事費の高騰の沈静化する状況を的確に見極めるとともに、木造木質化に伴う技術、制度、関連法令等の整備状況も考慮しながら、速やかに「基本設計」や「実施設計」をはじめ、「建設工事」等に着手するものとします。

なお、整備スケジュールの見直しに伴う現庁舎の耐震補強対策については、新庁舎整備を特に長期に延期した場合、現庁舎の耐震性能上のリスクが伴うことから、経費が二重投資にならないよう「耐震補強」の必要性を十分に見極めて判断するものとします。

### 今後の新庁舎整備の主な流れ

